

ボランティア相談員設置要綱

(設置)

第1条 被害青少年支援センター（通称、青少年SOSセンター）に「ボランティア相談員」を置く。

(任命)

第2条 ボランティア相談員は、相談業務について知識及び能力を有する者から私学振興・青少年課長（以下「所属長」という。）が委嘱する。

(任期)

第3条 ボランティア相談員の任期は1年とする。ただし、年度途中に採用した場合の任期は、当該年度の末日までとする。

(職務)

第4条 ボランティア相談員は、所属長の指示に従い、被害青少年支援センターにおいて、相談業務に従事するものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第5条 ボランティア相談員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、申し出による登録に基づいて所属長が定めるものとし、1日の勤務時間は原則4時間とする。

(謝金等)

第6条 県はボランティア相談員に、予算の範囲内で謝礼を支給することができるものとする。

(服務)

第7条 ボランティア相談員は、職務上知り得た事柄について、秘密を守らねばならない。また、職を離れた場合も同様とする。

(研修)

第8条 ボランティア相談員は、所属長が開催、または、指定する研修会に出席しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかに必要な場合は、その都度所属長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年11月15日から施行する。
この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。